

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第16号

(平成20年1月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

※ 平成19年4月から平成19年10月の相談件数は4,512件で、前年同時期(4,929件)と比べ減少！

※ 不当請求・架空請求が1,166件と前年同時期(1,551件)に比べ約25%減少したものの他と比べると依然として被害は多い！

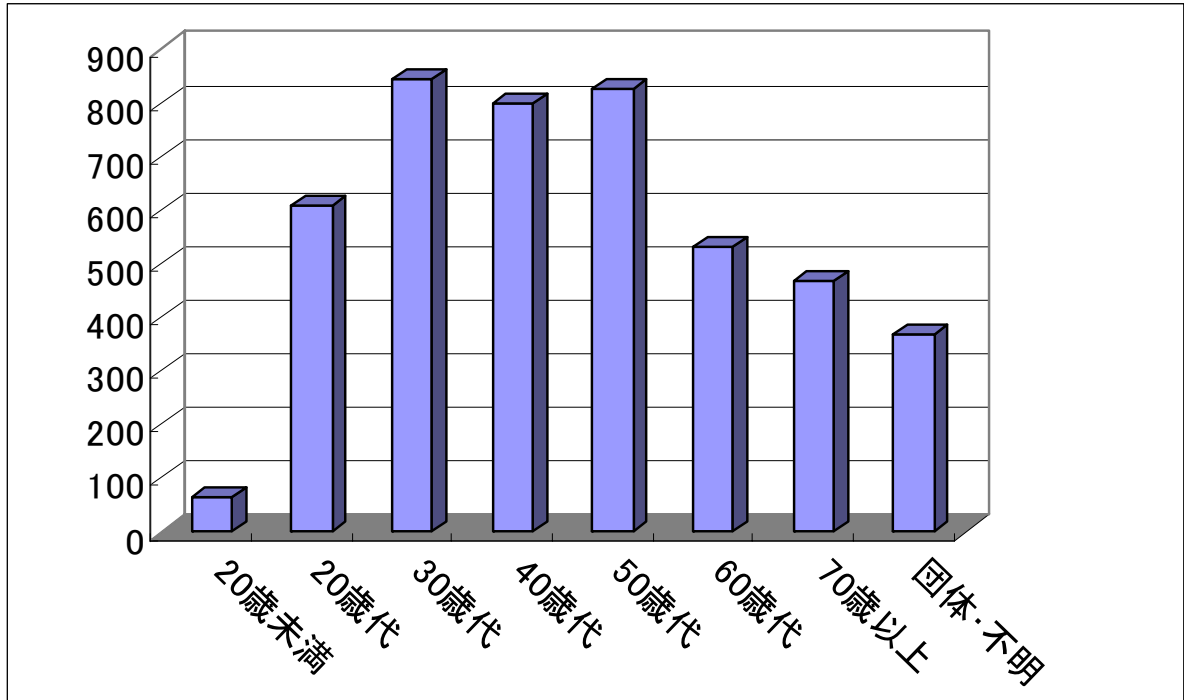
相談ワースト10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,166	25.8%	はがきによる架空請求，アダルト情報サービス
賃貸住宅	359	8.0%	敷金返還トラブルなど
教室・講座	232	5.1%	英会話教室
文具・事務用品	130	2.9%	電話機類，パソコン機器類
電報・電話	123	2.7%	通話料，パケット料金
生命保険	112	2.5%	契約・保険金支払いトラブル
書籍・印刷物	107	2.4%	新聞，同窓会名簿，紳士録
家屋修繕工事	84	1.9%	屋根，床下工事，設備工事
フリーローン・サラ金	78	1.7%	多重債務など
食器・台所用品	78	1.7%	浄水器など
その他	2,043	45.3%	
合計	4,512	100.0%	

年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	66	609	845	799	825	531	467	370	4,512
構成比	1.5%	13.5%	18.7%	17.7%	18.3%	11.8%	10.4%	8.2%	100%



2 製品事故に関する情報

※ 豆炭こたつに関する注意喚起（新着）

株式会社ミツウロコ，シナネン株式会社，株式会社十全商会在販売した豆炭コタツにおいて，コタツ脚の接続部のビスがゆるみ，脚のぐらつき，抜け落ちが起る可能性があることが判明し，無料で点検・修理を実施しています。

〈対象商品〉

「07ミツウロコ豆炭コタツ」 700K，900K

「07品川マメタンこたつ」 706D，906D

「十全豆炭ホームこたつ」 60C，70C，90C

〈製造販売時期〉 平成19年10月～12月

⇒詳しくは独立行政法人 国民生活センターのホームページへ

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20071214_3.html

※ 玩具に関する注意喚起（新着）

（株）丸進玩具が販売した玩具において、（社）日本玩具協会のS T（セーフティ・トイ）検査を受けずにS Tマークを付けて販売し、製品塗装の一部にS Tの基準値を超える鉛が使用されていることや、製品の一部の塩化ビニルにフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）が含まれていること（S T不適合）が検査により判明したため、回収しています。

〈対象商品〉

あつまれ街の建設車，カラフルおえかき（青，赤，ピンク），ペタポンキャッチ
LCDゲームマックス（緑，青，オレンジ），親子でキャッチ，
カラフルおしゃれビーズ，カラフルスターボール，建設ショベルカー，ソフトヒ
ューキセット，デラックスふうせんクラフト，電動おふろでサブマリン，電動ス
ターバブルガン，走る建設ダッシュカー，マグネットスティックパズル，よくば
りダッシュカーセット，ラジコングランプリ

⇒詳しくは独立行政法人 国民生活センターのホームページへ
http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20071218_1.html

※ 「再充填式小型ガスボンベ」に関する注意喚起（新着）

岩谷産業が販売していた再充填式小型ガスボンベ「まめガスっ子」は，再
充填してはいけない容器である事が判明し，回収しています。

⇒詳しくは独立行政法人 国民生活センターのホームページへ
http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku_index/20071212.html

3 トピックス

※ リチウムイオン電池パックの自主回収・交換にご協力ください

リチウムイオン電池メーカー，機器メーカー及び通信事業者，計 22 社は「携
帯機器用 リチウムイオン電池自主回収促進協議会」を設立し，日本国内において
自主回収が実施されている携帯電話およびノート PC 用リチウムイオン電池の回
収率 100%を目指した回収促進のための各種施策に，2007 年末を目処に取り組ん
でいます。

消費者に対し，現在使用している機種のリチウムイオン電池パックが，自主
回収・交換の対象である場合は手続きをいただくよう注意喚起を行っています。

⇒詳しくは自主回収促進協議会のホームページへ
<http://www.li-ion-kaishu.jp/P>

※ 19年6月7日から消費者団体訴訟制度がスタートしています！

消費者団体訴訟制度は、消費者全体の利益を守るため、適格消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める制度です。

<制度の概要>

(制度導入前)

平成13年度に施行された消費者契約法により、被害を受けた個々の消費者を、事後に救済（契約取消など）することはできましたが、他の消費者は、同種の被害を受ける可能性がありました。

また消費者団体が事業者へ改善を申し入れたとしても、その行為に法的裏付けがないため、聞き入れられないケースも多くありました。

(制度導入後)

不特定多数の消費者の利益を擁護するために、適格消費者団体（適格要件を満たし、内閣総理大臣が認定した団体）が、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為の差止を請求し、和解しない場合は、訴えを提起できるようになります。

※ この制度における差止請求とは、消費者契約法違反の行為を差し止めるものをいい、事業者の業務自体の停止を求めるものではありません。

※ 現在、適格消費者団体はNPO法人消費者機構日本、NPO法人消費者支援機構関西、社団法人全国消費生活相談員協会、NPO法人京都消費者契約ネットワークが認定されています。

※ この制度が有効に活用されるために、消費者被害の情報を適格消費者団体に提供するなど、同団体の活動を消費者全体で支えていくことが重要です。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160^{さいむゼロ}（多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F
市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html
をご覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末（土日）電話相談へ：

257-9002 午前10時～午後4時

